

# ネットワーク北九州

～がんばる中小企業お役立ち情報～

2021.4  
VOL.400(毎月1日発行)

## ～今月のトピックス～

- ・(国)事業再構築補助金……………1P
- ・中小企業技術開発助成金 他……………2P
- ・中小企業人材確保助成金 他……………3P
- ・中小企業海外展開支援助成金(第1期) 他……………4P
- ・生産性向上支援訓練の案内 他……………5P
- ・改正高齢者雇用安定法の改正……………6P

## 補助金 企業の思い切った事業再構築を支援します (中小企業等事業再構築促進事業)

新分野展開や業態転換、事業・業種転換等の取組、事業再編又はこれらの取組を通じた規模の拡大等を目指す、以下の要件をすべて満たす企業・団体等の新たな挑戦を支援します！

### 【対象】

1. 申請前の直近6か月間のうち、任意の3か月の合計売上高が、コロナ以前の同3か月の合計売上高と比較して10%以上減少している中小企業等。
2. 事業計画を認定経営革新等支援機関や金融機関と策定し、一体となって事業再構築に取り組む中小企業等。
3. 補助事業終了後3～5年で付加価値額の年率平均3.0%(一部5.0%)以上増加、又は従業員一人当たり付加価値額の年率平均3.0%(一部5.0%)以上増加の達成。

### 中小企業

通常枠 補助額 100万円～6,000万円 補助率 2/3  
卒業枠\* 補助額 6,000万円超～1億円 補助率 2/3

\*卒業枠:400社限定。事業計画期間内に、①組織再編、②新規設備投資、③グローバル展開のいずれかにより、資本金又は従業員を増やし、中小企業から中堅企業へ成長する事業者向けの特別枠。

※中小企業の範囲については、中小企業基本法と同様。

### 中堅企業

通常枠 補助額 100万円～8,000万円 補助率 1/2(4,000万円超は1/3)  
グローバルV字回復枠\*\* 補助額 8,000万円超～1億円 補助率 1/2

\*\*グローバルV字回復枠:100社限定。以下の要件を全て満たす中堅企業向けの特別枠。

- ①直前6か月間のうち任意の3か月の合計売上高がコロナ以前の同3か月の合計売上高と比較して、15%以上減少している中堅企業。
- ②補助事業終了後3～5年で付加価値額又は従業員一人当たり付加価値額の年率5.0%以上増加を達成すること。
- ③グローバル展開を果たす事業であること。

### 緊急事態宣言特別枠

上記1～3の要件に加え、緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛等により影響を受けたことにより、令和3年1～3月のいずれかの月の売上高が対前年または前々年の同月比で30%以上減少していること。

補助額	従業員数5人以下	:100万円～500万円	補助率	中小企業3/4
	従業員数6～20人	:100万円～1,000万円		中堅企業2/3
	従業員数21人以上	:100万円～1,500万円		

※今後、事業内容が変更される場合があります。3月に発表される予定の公募要領をご確認ください。

## 助成金

新技術・新製品等の研究開発を行う中小企業者を支援します!  
「中小企業技術開発振興助成金」のご案内

北九州市では、中小企業の技術開発力の向上及び技術集約型企業への転換を推進するため、市内で新技術・新製品等の研究開発を行う中小企業者、中小企業団体に対して、研究開発にかかる経費の一部を助成します。

令和3年度は、従来の枠組みでの実施のほか、**「新型コロナウイルス等感染症対策特別枠」**を設け、喫緊の課題となっている**「新型コロナウイルスをはじめとした感染症対策に資する新技術・新製品の開発促進」**を支援します。ぜひご活用ください。

1. 対象者 市内の中小企業者又は中小企業団体で、要件(※)を満たすもの。
2. 対象となる研究開発 **【従来枠】**新技術・新製品等の開発  
**【特別枠】**新型コロナウイルス等感染症対策に資する新技術・新製品等の開発  
で要件(※)を満たすもの。
3. 対象となる経費 研究開発に要する経費(※)で指定されたもの。
4. 助成金の額 **【従来枠】**助成対象経費の2/3以内(創業5年未満の場合3/4以内)で限度額500万円  
**【特別枠】**助成対象経費の2/3以内(創業5年未満の場合3/4以内)で限度額1,000万円
5. 募集期間 令和3年4月1日(木)～令和3年5月17日(月)

※詳しい要件、対象経費、申込方法(申請書の様式、必要書類等)などは、下記ホームページをご確認いただき、お申し込みください。

<https://www.city.kitakyushu.lg.jp/san-kei/10700000.html>

中小企業技術開発振興助成金

検索

【問い合わせ先】北九州市産業経済局中小企業振興課

担当:北間、柴田 TEL:093-873-1433

## 助成金

## 中小企業の研究開発・技術開発を応援します!!

北九州市及び(公財)北九州産業学術推進機構では、下記のとおり新技術・新製品の開発等に対する助成を行います。詳しくは、各担当課にお問い合わせください。なお、同助成金に関する公募説明会を下記のとおり開催します。

◇助成金に関する公募説明会◇

【日時】令和3年4月7日(水) 14:00～16:00

【場所】ZOOM(ウェビナー)

※詳細は、ホームページ(<http://www.ksrp.or.jp/fais/iac/>)からご確認ください。

事業名	概要	募集締切日	問い合わせ先等
中小企業技術開発振興助成金	新技術・新製品等の開発はもとより、既存技術・製品の付加価値化や社内生産性向上・効率化を目的とした開発等を助成します。	5月17日(月)	北九州市産業経済局中小企業振興課 TEL:093-873-1433 <a href="https://www.city.kitakyushu.lg.jp/san-kei/10700000.html">https://www.city.kitakyushu.lg.jp/san-kei/10700000.html</a>
研究開発プロジェクト支援事業(旧 新成長戦略推進研究開発事業) 【実用化研究開発事業】	市内の企業等が大学等研究機関と連携して行う、技術の高度化・製品の実用化を目指す研究開発に対して補助します。	5月14日(金)	(公財)北九州産業学術推進機構 イノベーションセンター 産学連携部 TEL:093-695-3006 <a href="https://www.ksrp.or.jp/fais/iac/project/collab.html">https://www.ksrp.or.jp/fais/iac/project/collab.html</a>
デジタル技術活用による新ビジネス創出支援事業(旧 北九州e-PORT2.0新ビジネス創出支援事業)	デジタル技術を活用した革新的な新ビジネスの創出に向けた、ビジネスモデルの実証実験及び事業化の取組みを補助します。	5月14日(金)	(公財)北九州産業学術推進機構 イノベーションセンター 情報産業振興部 TEL:093-695-3077 <a href="https://www.ksrp.or.jp/fais/iips/grant.html">https://www.ksrp.or.jp/fais/iips/grant.html</a>
環境未来技術開発助成事業	循環型社会、脱炭素社会の実現に向け、新規性、独自性、実現性の高い環境技術の研究に対して研究開発費の一部を助成します。	5月14日(金)	北九州市環境局環境産業推進課 TEL:093-582-2630 <a href="https://www.city.kitakyushu.lg.jp/kankyoku/file_0474.html">https://www.city.kitakyushu.lg.jp/kankyoku/file_0474.html</a>
中小企業アジア環境ビジネス展開支援事業	アジア地域等の脱炭素化技術の輸出を目指す市内中小企業を対象に、現地での実証試験等を行う費用の一部を助成します。	5月28日(金)	北九州市環境局アジア低炭素化センター TEL:093-662-4020 <a href="http://www.asiangreencamp.net/">http://www.asiangreencamp.net/</a>
サステナブル環境ビジネス展開支援事業	SDGs推進等に資する事業について、上記事業より助成対象企業の範囲及び助成金額上限を引き上げたものです。		

※新型コロナウイルスの影響等により内容が変更する場合がございますのでご了承ください。



## 助成金 中小企業人材確保支援助成金のご案内

北九州市では、市内の中小企業団体が、若年者や女性等の人材確保を目的として独自に取り組む、業界のイメージアップや職場環境の改善などを図る事業に必要な経費の一部を助成します。

1. 対象者 市内に事務所を有する中小企業団体(構成員の3/4以上が中小企業者で構成)で構成員の共同事業又は共益的事業を行う営利を目的としない法人・任意団体
2. 対象事業 令和3年4月5日(月)～令和4年3月31日(木)の間に実施する以下の事業
  - ◇団体が所属する業界の役割・魅力を伝える啓発事業(製造現場の見学会、建設機械の操縦体験等)
  - ◇学生、教員等との交流事業(学生や教員・保護者と経営者の意見交換会等)
  - ◇職場環境改善のための研修事業(労働条件や作業環境見直しのための勉強会等)
  - ◇その他若年者や女性等の人材確保のために特に有効と認められる事業
3. 助成金額 対象経費の2分の1以内 限度額40万円 ※審査の上、予算の範囲内で決定します。
4. 募集期間 令和3年4月5日(月)から随時受付(予算終了、もしくは令和4年1月31日(月)まで)

※申請方法など詳しくは、中小企業振興課ホームページをご覧ください。  
<https://www.city.kitakyushu.lg.jp/san-kei/10700170.html>

中小企業振興課HP  
QRコード



【問い合わせ先】北九州市産業経済局中小企業振興課 担当:福田、柴田 TEL:093-873-1433

## お知らせ 令和3年度4月 中小企業融資制度改正について

### 1 連鎖倒産防止資金、景気対応資金、災害復旧資金の改正

対象要件、必要事業歴を拡充します。

	旧	新
資金名称	申込対象要件	
連鎖倒産防止資金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・セーフティネット保証1号</li> <li>・セーフティネット保証5号</li> <li>・必要事業歴3月</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・セーフティネット保証 <b>全号</b></li> <li>・必要事業歴: <b>事業を営んでいること</b></li> </ul>
景気対応資金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・セーフティネット保証4号</li> <li>・セーフティネット保証5号</li> <li>・危機関連保証</li> <li>・必要事業歴3月</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・セーフティネット保証 <b>全号</b></li> <li>・危機関連保証</li> <li>・必要事業歴: <b>事業を営んでいること</b></li> </ul>
災害復旧資金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・必要事業歴6月</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・必要事業歴: <b>事業を営んでいること</b></li> </ul>

### 2 新成長戦略みらい資金の改正

「北九州市新成長戦略」が「北九州市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に統合されることを受け、「新成長戦略みらい資金」を「まち・ひと・しごと創生総合戦略資金」に改正します。

### 3 事業承継資金の対象要件拡充

融資対象に、経営承継借換関連保証を追加します。

【問い合わせ先】産業経済局中小企業振興課 担当: <sup>テツミ</sup> 鐵見・松岡 TEL:093-873-1433



## 助成金 「令和3年度北九州市中小企業海外展開支援助成金」第1期募集を開始します!!

地域企業が海外展開に取り組みやすい環境を整えるため、海外での市場調査・見本市出展に対し、その経費の一部を助成します。(オンライン限定)

### 対象事業

#### 市場調査等助成事業

新たな海外展開先として期待される地域における、販売に関する市場調査及び生産財の調達等に関する企業調査のうち、助成対象者が現地企業とオンラインでの面談により行う調査。(渡航を伴うものを除く)

■助成率1/2、助成限度額10万円

#### 海外見本市等出展助成事業

海外の見本市、展示会等への自社製品の出展。出展する製品は、市内で自社が生産・製造又は開発した製品・製品・技術及びソフトウェアとする。(渡航を伴う出展を除く)

■助成率1/2、助成限度額30万円

募集期間 令和3年4月1日(木)～令和3年5月31日(月)

※助成金の申請を検討されている方は、『個別事前相談』を行う必要があります!

『個別事前相談』をご希望の方は、問い合わせ先までご連絡ください。

KTIセンター 助成金

検索

【問い合わせ先】北九州市産業経済局スタートアップ推進課 TEL:551-3605

## ご案内 「北九州イクボス同盟」に加入しませんか?

【経営者・管理職の皆様へ】企業が持続的に成長していくためには、今こそ働き方改革が必要です。本市では、市内企業・団体が丸となって働き方改革に取り組み、「働きやすいまち北九州」を実現するために、「北九州イクボス同盟」の輪を広げています。部下のキャリアと家庭生活を支援し、業績を上げながら、自身もライフを楽しむ「イクボス」の養成を支援するメニューも各種揃えていますので、ぜひ貴社のご加盟をお願いいたします。



eラーニング



参加者多数の業界研究会

北九州イクボス同盟に加盟すると・・・

### ★ 社会保険労務士や研修講師を無料で派遣します!

両立支援制度の整備や社内の機運醸成を支援します。

※社会保険労務士の派遣は、300人超の事業所は有料

### ★ 加盟企業限定の研修や情報交換の場に参加できます!

集合型研修のほか、eラーニング研修動画も無料配信しています。

### ★ 貴社の取組をPRします!

HPでのPRのほか、加盟企業のみ

学生・求職者向け業界研究会を実施しています。



ご加盟、支援事業等の詳細はHP「今こそ、イクボス」をご覧ください  
<http://www.city.kitakyushu.lg.jp/page/kitaq-ikuboss/>



【問い合わせ先】北九州市総務局女性活躍推進課 担当:齊藤、藤木 TEL:582-220



## セミナー 能力開発セミナーのご案内 -ポリテクセンター福岡-



コース名	日程	受講料
有接点シーケンス制御の実践技術	5/19(水)、20(木)	¥ 9,500
実践建築設計3次元CAD技術 (設計図書とプレゼン資料編)	5/15(土)、16(日)	¥ 9,500
実践建築設計3次元CAD技術 (木造編)	5/22(土)、29(土)	¥11,500
実務事例に基づく建築確認申請実践対策技術	5/12(水)、19(水)	¥ 8,500
給水設備保守・管理技術	5/29(土)、30(日)	¥ 7,500
電動機制御のための有接点シーケンス制御	5/11(火)、12(水)、13(木)	¥12,000
工具研削実践技術	5/11(火)、12(水)	¥11,000
<匠塾>フライス盤加工技術 (加工方法編)	5/15(土)、22(土)、6/5(土)	¥18,500
<匠塾>溶接作業における高度熟練技術	5/15(土)、22(土)、6/5(土)	¥27,000

- 受講料は教材費及び消費税を含んだ金額です。
- FAX又はメールでお申し込みください。  
申込書は当センターホームページからダウンロードしてご利用ください。
- 当センターホームページでは、その他のコースについての情報も紹介しています。
- 当センターホームページへは、下記URLからご利用ください。  
<https://www3.jeed.go.jp/fukuoka/poly/zaishoku/index.html>
- ご不明な点は、お気軽に下記までお電話ください。



【問い合わせ先】ポリテクセンター福岡 訓練第二課 担当:園田、篠原 TEL:093-622-5738

## ご案内 生産性向上支援訓練のご案内 -ポリテクセンター福岡-

「生産性向上支援訓練」とは、企業や事業主団体の生産性を向上させることを目的とした職業訓練です。訓練は、全国のポリテクセンターに設置した生産性向上人材育成支援センター(生産性センター)が、専門的な知見やノウハウを持つ民間機関等に委託し、企業・団体の課題やニーズにあわせて実施します。様々な内容・分野の幅広い職務階層の方を対象としたカリキュラムで、従業員の生産性向上をお手伝いします。

こんなお悩みはありませんか？

生産性アップに役立つカリキュラムをご用意しております。

生産・業務プロセスの改善に関するお悩み・ニーズ

生産管理/品質保証・管理/流通・物流/バックオフィス

組織の横断的な課題に関するお悩み・ニーズ

組織マネジメント/生涯キャリア形成

売上げの増加に関するお悩み・ニーズ

営業・販売/マーケティング/企画・価格/プロモーション

ITを活用した業務改善に関するお悩み・ニーズ

ネットワーク/データ活用/情報発信/倫理・セキュリティ

【問い合わせ先】ポリテクセンター福岡 生産性センター業務課 担当:津田 TEL:092-738-8875



## お知らせ 令和3年4月から 改正高年齢者雇用安定法が施行されます

65歳までの雇用確保(義務)



70歳までの就業確保(努力義務)

高年齢者雇用安定法は、少子高齢化が急速に進行し人口が減少する中で、経済社会の活力を維持するため、働く意欲がある誰もが年齢にかかわらずその能力を十分に発揮できるように、高年齢者が活躍できる環境整備を図る法律です。

### これまでの高年齢者雇用安定法 ～65歳までの雇用確保(義務)～

#### ○60歳未満の定年禁止(高年齢者雇用安定法第8条)

事業主が定年を定める場合は、その定年年齢は60歳以上としなければなりません。

#### ○65歳までの雇用確保措置(高年齢者雇用安定法第9条)

定年を65歳未満に定めている事業主は、以下のいずれかの措置(高年齢者雇用確保措置)を講じなければなりません。

①65歳までの定年引き上げ

②定年制の廃止

③65歳までの継続雇用制度(再雇用制度・勤務延長制度等)を導入

継続雇用制度の適用者は原則として「希望者全員」です。

※平成25年4月1日までに労使協定により制度適用対象者の基準を定めていた場合は、

その基準を適用できる年齢を令和7年3月31日までに段階的に引き上げなければなりません。(平成24年度改正法の経過措置)

※対象事業主:当該労働者を60歳まで雇用していた事業主



### 改正のポイント ～70歳までの就業機会の確保(努力義務)～

65歳までの雇用確保(義務)に加え、65歳から70歳までの就業機会を確保するため、高年齢者就業確保措置として、以下のいずれかの措置を講ずる**努力義務**を新設。(令和3年4月1日施行)

①70歳までの定年引き上げ

②定年制の廃止

③70歳までの継続雇用制度(再雇用制度・勤務延長制度)の導入

(特殊関係事業主に加えて、他の事業主によるものを含む)

④70歳まで継続的に業務委託契約を締結する制度の導入

⑤70歳まで継続的に以下の事業に従事できる制度の導入

a.事業主が自ら実施する社会貢献事業

b.事業主が委託、出資(資金提供)等する団体が行う社会貢献事業

※対象事業主:当該労働者を60歳まで雇用していた事業主

厚生労働省・福岡労働局・ハローワーク

【問い合わせ先】福岡労働局職業対策課 TEL:092-434-9807 又は最寄りのハローワークへ

